郡市医師会長殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会 会 長 佐 藤 和 宏 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行に伴う「外来対応医療機関」の指定等について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 今般、標記の件について、宮城県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありました ので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会 員へのご周知方につきまして、ご高配賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

> 担当:総務部総務課 TEL 022-227-1591 FAX 022-266-1480

E-mail: mma@miyagi.med.or.jp

疾感対第522号

公益社団法人宮城県医師会 会長 殿

宮城県保健福祉部長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行等に伴う「外来 対応医療機関」の指定等について(依頼)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられ、医療提供体制は令和5年9月末を目途として、幅広い医療機関で診療等に対応する体制への段階的な移行を進めてまいりました。

この度、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化し、通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、令和5年10月から令和6年3月までを引き続き移行期間とし、公費支援等を継続することとなりますので、医療提供体制の構築について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和5年10月以降も、発熱患者等の外来診療を行う医療機関(以下「外来対応医療機関」 という。)の指定及び公表は当面の間継続させていただきます。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、外来対応医療機関の拡充を図りたいと考えております ので、別添通知について貴会会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、外来対応医療機関には別途通知していることを申し添えます。

疾感対第522号 令和5年9月29日

各医療機関 代表者 殿

宮城県保健福祉部長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行等に伴う「外来 対応医療機関」の指定等について(依頼)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられ、医療提供体制は令和5年9月末を目途として、幅広い医療機関で診療等に対応する体制への段階的な移行を進めてまいりました。

この度、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化し、通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、令和5年10月から令和6年3月までを引き続き移行期間とし、公費支援等を継続することとなりますので、医療提供体制の構築について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和5年10月以降も、発熱患者等の外来診療を行う医療機関(以下「外来対応医療機関」 という。)の指定及び公表は当面の間継続させていただいた上で、その拡充を図りたいと考えており ますので、発熱患者等の受入れについて重ねて御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 指定の方法等
 - (1) 原則、「みやぎ電子申請サービス」により御報告願います。

(https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid-19 gairai.html)



※上記 URL 又は QR コードから県ホームページにアクセスいただき、「(1)新規指定」の入力フォームを御選択願います。

※パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末からも利用可能です。

- (2) 御報告については、随時受付します。
- 2 その他

令和5年10月1日以降の感染対策を評価する特例算定(旧「院内トリアージ実施料」)の点数等は次のとおり変更されます。

- (1) 受入患者を限定しない外来対応医療機関で県HP公表を実施・・・147点
- (2) 上記以外・・・50点

外来対応医療機関 代表者 殿

宮城県保健福祉部長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行等に伴う「外来対応医療機関」の指定等について(依頼)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられ、医療提供体制は令和5年9月末を目途として、幅広い医療機関で診療等に対応する体制への段階的な移行を進めてまいりました。

この度、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化し、通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、令和5年10月から令和6年3月までを引き続き移行期間とし、公費支援等を継続することとなりますので、医療提供体制の構築について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

特に現在、「かかりつけ患者」に限定されている医療機関におかれましては、限定せずに患者を受け 入れることについて重ねて御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 新たに患者を限定せずに受け入れる場合等指定内容を変更する場合の対応
 - (1) 原則、「みやぎ電子申請サービス」により御報告願います。

(https://www.pref.miyagi.jp//site/covid-19/covid-19 gairai.html)

※上記 URL 又は QR コードから県ホームページにアクセスいただき、「(2)指定変更」 の入力フォームを御選択願います。



- ※パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末からも御報告が可能です。
- (2) 御報告については、随時受付します。
- 2 その他

令和5年10月1日以降の感染対策を評価する特例算定(旧「院内トリアージ実施料」)の点数等は次のとおり変更されます。

- (1) 受入患者を限定しない外来対応医療機関で県HP公表を実施・・・147点
- (2) 上記以外・・・50点